

〔商法 三六七〕

株主総会招集通知の「会議ノ目的タル事項」
としての選任取締役の員数明示と決議取消請求の裁量棄却

〔判示事項〕

- 一 株主総会招集通知の会議の目的たる事項には、原則として、選任取締役の員数が含まれる。
- 二 招集通知と決議議案との間で選任取締役の員数が相違しても、本件事情のもとでは選任決議取消請求は裁量棄却される。

〔参照条文〕

商法二三二条二項、二五一条

〔事実〕

被告・被控訴人Y株式会社の株主総会招集通知には、議

東京高判平成三年三月六日
平成二年(ホ)二八七一号株主総会決議取消請求控訴事件
金融・商事判例八七四号二三頁、
金融法務事情二二九号二四頁

案として、「取締役全員(三名)任期満了につき三名選任の件」とされ、Y会社の代表取締役であり、Y会社の発行済株式の約一九・四%を有する原告・控訴人Xと訴外AとBの三名が取締役候補者として掲記されていた。

本件株主総会において、出席株主より、選任取締役数を四名とする提案がなされ、招集通知に掲記されたX、A、Bの三名に訴外Cを加えた四名につき、一括して記名投票用紙に各候補者の選任・非選任の別を明らかにする方法で投票が行われた。投票の結果、訴外A、B、Cが過半数の得票を得て取締役選任された。Xは過半数の得票を得

ることができなく、再任されず、取締役（代表取締役）の地位を失った。

Xは、次のように主張し、本件決議の取消を求めて本訴に及んだ。すなわち、選任取締役の員数が四名である旨が招集通知に記載されていなかったので、本件決議には、その招集手続または決議の方法が法令に違反する瑕疵があり、さらに、本件決議は、訴外A、B、Cが、Y会社に多大な貢献をしてきているXの取締役再任を阻み、Cおよびその同族による経営支配を行うため事情を知らない多数の株主から委任状を集め、かつ、招集通知には記載されていない議案を突如提案のうえ、Xの再任を支持する株主には意見表明の機会さえ与えられないまま行われるなど、その決議の方法が著しく不公正であるから、本件決議は取消されなければならないとXにより主張された。第一審は、Xの請求を棄却。X控訴。

〔判 旨〕

控訴棄却。

一 「取締役の選任を議案とする場合における選任すべき員数」と株主総会招集通知に記載することが要求される「会議の目的たる事項」の関係についてみると、「累積投票の請求が認められる場合はもとより、そうでない場合にお

いても、議案としては単に『取締役選任の件』として特に員数を記載しなくても、会社の規模、株主数、従来からの慣行等によって、当該株主総会で選任されるべき取締役の員数についてはおのずと一定の範囲内であることが株主も当然に予想・認識し得る客観的状況にあり、その議案に対する株主の態度の決定につき格別の支障もなく、株主の権利を害する虞れがない等の特段の事情の存する場合とはともかく、原則として員数を明らかにすべきであり、員数の明示は『会議の目的たる事項』に含まれると解するのが相当である。」

「取締役の選任を議案とする株主総会において、出席株主から選任すべき取締役の員数を増やすことが提案されたような場合……招集通知の記載の内容からみて同一性を失わないと客観的に判断できる範囲での議案の修正は可能と解されているが、少なくとも員数を増やすことは右の同一性を失わせるものというべきである」。

「右に述べたところを本件についてみると……招集通知上は『取締役三名の選任』が議案とされていたのに、本件決議は『取締役四名の選任』を議案としてなされたのであるから、選任すべき取締役の員数を異にしている点において招集通知に記載のない事項についての決議であり、その決

議の方法が法令に違反するものといわなければならない。」

二 「右の決議の方法の法令違反は、上來認定・説示の事実関係、特に、本件決議について他に取消原因が存在しないこと、右の違反によって株主の株主総会あるいは取締役の選任に関する権利が害されたともいえないこと、右の違反の存否は本件決議によって選任された三名が本件株主総会で取締役を選任されることを左右するほどの事情とはいえないこと等を総合勘案するならば、それに係る事実は重大とはいえず、かつ、本件決議に影響を及ぼすものではないと認められる。この判断を動かすに足りる証拠はない。したがって、本件決議取消請求については商法二五一条に基づきこれを棄却するのが相当といわなければならない。」

〔評釈〕

判旨第一点にて若干疑問。判旨第二点に反対。

一 株主総会招集通知に「会議ノ目的タル事項」を記載しなければならぬ旨を規定する現行商法二二三条二項の沿革をたどると、明治二三年商法一九九条に達する。同条によれば、「總會ノ招集ハ会日ヨリ少ナクトモ一四日前ニ其會議ノ目的及ヒ事項ヲ示シ且定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為ス」と規定されていた。明治三二年商法においては、その第一五六条一項に、「總會ヲ招集スルニハ会日ヨリ二

週間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス」と規定され、それを受けて、同条二項は、「前項ノ通知ニハ總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項ヲ記載スルコトヲ要ス」としていた。

明治二三年商法一九九条における「會議ノ目的及ヒ事項ヲ示シ」の文言が、明治三二年商法一五六条二項において「總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項ヲ記載ス」と改められた理由については、明治二九年十月十六日の第三二回商法委員会議において、岡野敬次郎委員によって、次のように説明されている。すなわち、「現行法ニ所謂會議ノ目的及ビ其事項トハ果シテ如何ナル意味ニ解釈スベキモノナルヤヲ知ラズト雖モ凡ソ總會ノ目的ハ会社ノ大体ヲ示シ決議スベキ事項ハ細カキコトヲ示スモノナリト解釈スルヲ穩当ト考ヘタレバナリ若シ現行法ノ如ク會議ノ目的及ビ其事項トセンカ決議ノ必要ナキ事項タリトモ通知セザル可ラズトノ嫌アレバナリ」と説明されていた（法務大臣官房司法法制調査部監修・法典調査会商法委員会議事要録一七三頁・商事法務研究会版（昭和六〇年）。従って、改正の意図としては、「意義ノ明瞭ナランコトヲ期シ」ということになる（法典質疑会・商法修正案参考書一四八頁・明法堂版（明治三十一年））。

明治四四年の商法改正により、明治三二年商法一五六条二項は、「前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス」と改められ、現行商法二二三条二項と同じ文言となった。その理由として、「現行法ニ於キマシテハ百五十六条第二項ニ於テ總會ノ目的及總會ニ於テ決議スベキ事項ト斯様ナ規定ガアリマス為ニ實際上往々差支ヲ生ジマスノデ、即チ總會ニ於テ決議スベキ事項ト云フコトヲ解シマシテ議案其モノヲ指スト云フ解釈ヲ為スニマデ到ツテ居リマス、ソコデ其議案ト趣意ハ同一デアツテモ或ハ少シ字句ノ違ツテ居ル決議ヲ為セバ直グニソレハ通知ガ無イト称ヘテ決議無効ノ訴ヲ起スト云フヤウナ極端ノ例モアルノデアリマス、ソレデ此意味ハ會議ノ目的タル事項ト云フニ過ギナイノデアリマスカラ其意味デ民法ノ法人ノ總會ノ場合ノ文字ト同ジ文字ヲ使ヒマシテ『會議ノ目的タル事項』ト云フコトニ改メマシタ方ガ穩当デアル」と政府委員斎藤十郎氏の言が引用されている（法律新聞社編纂・改正商法理由一五八頁、一五九頁〈明治四四年〉）。また、明治四四年の商法改正前における実務において、法文の「總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項」につき、「決議事項ノ可否ヲ判定スルニ足ルヘキ材料ノ記載ヲ必要トシ損益計算書ノ如キモ亦悉ク之ヲ掲クヘキモノト」解しているのは誤

解であり妥当ではないとして、そのような実務の誤解をなくすために「會議ノ目的タル事項」に法文を改める意味があると指摘されている（松本烝治・商法改正法評論六三頁〈大正三年〉）。

なお、明治四四年の商法改正において、商法二〇八条に第二項が新設され、「定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第一百五十六条ニ定メタル通知及ビ公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス」と規定された。この新設理由は、定款変更を總會の目的とする場合のように事柄が極めて重大なものについては、議案の全文をそのまま通知する必要があるが、「議案ノ要領」だけは通知する必要があるという点にある（法律新聞編纂・前掲改正商法理由二一四頁）。

立法の沿革を見ると、各時代において、条文上の表現の相違はあるものの、會議の目的を株主總會招集通知により了知させる趣旨は、「株主ヲシテ總會ノ目的及ヒ其總會ニ於テ評決セラルヘキ事項如何ヲ予知スルコトヲ得セシメ其議決權ヲ行フニ付十分ノ準備ヲ為サシムル」ところにあると解される（梅「株主總會通知ノ記載事項」最近判例批評〈一九九五年復刻版〉二七四頁、二七五頁）。このようにして立法の趣旨は明確になったものの、會議の目的たる事項として選任取締役の員数まで明示しなければならぬか否

かについてまで判明していないので、その点については、解釈論の更なる展開が必要となる。

二 株主総会の招集通知における会議の目的との関係において、選任される取締役の員数明示については、それを、現在においても、厳格に解するのが妥当と思われる。取締役選任について累積投票請求権を完全に排除できなかった昭和四十九年商法改正前においては、株主に累積投票権を認めた以上、総会招集通知にも選任される取締役の員数を明示し、総会はその人数のみを選任し得ることとなる（津田・東京地判昭和三十三年一月一三日判批・財政経済弘報六九六号六頁）と明解に主張し得た。しかし、現在において、ほとんどの会社が定款規定によつて累積投票請求権を完全に排除しているため、そのような会社では、選任取締役の員数記載要求は妥当性を失つたものとも解される（前田・新版注釈会社法二二三条注一三（五卷五二頁））。しかし、選任取締役の員数は、会社支配と会社経営の根本に関するものであり、複数の取締役が一度に選任されるとしても、各人の選任は個々の一つの決議でなされ、員数明記を要求しても、特に総会招集権者側に負担を強いるものではない（鈴木・本件判批・亜細亜法学二七卷二号二二五頁）。従つて、株主保護の観点からすれば、定款規定での累積投票請

求権の排除と共に、右のような株主に有利な員数明示の必要性までなくなつてしまふと結論づけることはできないと考えられる。（反対・荒谷・本件評釈・法律のひろば一九九二年八月七三頁）。員数明示を厳格に考えることにより、思いつきでない慎重な、会社の将来を見すえた経営が期待できるからである。

右のような意味において、選任取締役の員数明示を原則として求めている判旨第一点のこと員数明示の点には賛成できる。しかし、判旨第一点は、特段の事情によつて員数を株主が知り得るような状況にあれば、会議の目的たる事項としての員数明示は必ずしも必要ないと解しているようであるが、この点には疑問がある。確かに、招集通知に添付された付属書類などから選任取締役の員数が判明するようないふ状況であれば、適法な通知があつたものと解する（中村・本件評釈・金融・商事判例八九一号四八頁）のは論理的である。しかし、株主総会招集通知における会議の目的たる事項については、軽々しく解すべきではないと思う。判決主文と同じように、それさえ読めば、事の結末が明確になる状態でなければならぬ。他と考え合わせれば判明するといふのでは妥当性を欠く。従つて、選任取締役の員数については、必ず、会議の目的たる事項として、何名と

書く必要があると解するので、判旨第一点には、若干疑問がある。

右のように選任取締役の員数明示を厳格に考えると、一度、会議の目的として選任員数が明示されると、株主総会の場における選任取締役の員数変更は会議の目的事項の変更となって許されないこととなる（吉本・本件解説・法学セミナー四四八頁一二五頁の指摘）。それでは、極めて窮屈であり、最高意思決定機関としての株主総会の修正権限をないがしろにするとも解されよう。しかし、選任取締役の員数は、会社支配と会社経営の根本にかかわるからそれを重視する立場からすれば、選任取締役の員数明示は、一度通知されると会議体の議決範囲までも拘束することとなるけれども、こと取締役選任に関しては、総会招集権者や提案権者に慎重に準備をさせ、株主総会尊重の精神を強化するという意味において妥当なものと考えられる。そうすると、会議の目的に明示された員数以上の取締役を選任するためには、再度、あらためて株主総会を招集しなければならず、小規模閉鎖会社は別として、大規模公開会社では、事実上、次の定時総会まで待つことにならざるを得ない。

本件判旨第二点は、裁量棄却を肯定している。しかし、株主総会招集通知の会議の目的に欠缺があるという議事成

立手続の瑕疵については、それが決議結果に影響を与えなかったとの立証は不可能と解され、裁量棄却は許されないと解するのが（寶金・本件解説・判例タイムズ七九〇号一七三頁参照）、株主保護の観点から妥当と思われる。そうすると、会議の目的に明示された以上の員数の取締役を選任した本件決議は、会議の目的の欠缺と同視し得るので、やはり、決議取消の裁量棄却になじまないと解される。この意味において、判旨第二点に反対する。

（平成八年一〇月三〇日稿）

加藤 修